解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

兵庫県小野市神明町二三五番地の三

財団法人小野市福祉公社

清算人　井上　嘉之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

広島県府中市木野山町七一八番地の四

社団法人協和有線放送電話協会

代表清算人　田中　勝之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈一三番地二〇八

特定非営利活動法人野のはな

代表清算人　手柴　國子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

青森県青森市松森一丁目八番一号

社団法人青森県テレビジョン放送中継施設整備協会　代表清算人　大嶋修一郎

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為第四十一条の規定により、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

川崎市高津区新作一丁目一九番一号

財団法人川崎市指定都市記念事業公社

代表清算人　鈴木　基允

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月七日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

岐阜県岐阜市則武一八一二

特定非営利活動法人みんねが

代表清算人　増田　雅美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

神戸市中央区栄町通四丁目二番一八号

財団法人兵庫地域政策研究機構

清算人　貝原　俊民

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月二十日開催の臨時理事会の決議により寄附行為を変更し、平成二十四年三月三十一日の満了をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

奈良県橿原市大久保町三二〇番地一一

財団法人健やか奈良支援財団

代表清算人　荒井　正吾

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年五月十三日岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

岡山県浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地

清算法人杉谷池土地改良区

代表清算人　栗山　康彦

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

岡山県備前市伊部一七七六番地の一

財団法人伊部区有林管理会

清算人　榊原　弘

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

広島県福山市今津町六丁目二番三八号

財団法人翠峯

代表清算人　大垣　修

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

高知県高岡郡津野町力石二八七〇番地

財団法人津野町開発公社

代表清算人　高橋　昌宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十二日開催の社員総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

宮崎県宮崎市大島町北ノ原一〇三〇番一

社団法人宮崎県雇用開発協会

清算人　甲斐　豊明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月六日開催の理事会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

沖縄県宮古島市上野字宮国七七五の一

財団法人博愛国際交流センター

代表清算人　長濱　政治

配当公告

石川県珠洲市野々江町ヒノ部三一番地の二

破産者　株式会社中市鉄工所

右の者に対する金沢地方裁判所輪島支部平成二十一年（フ）第五十号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三五四、〇九六、七六八円

一、配当することのできる金額

金一一、五〇七、〇八二円

平成二十四年四月二十三日

石川県金沢市尾張町一―九―一一尾張町レジデンス六〇四号岡田進法律事務所

破産管財人　弁護士　中西　祐一

配当公告

徳島県徳島市川内町沖島六一二番地の一

破産者　徳島ゴーレックス工業株式会社

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十三年（フ）第八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一九三、五九九、四八四円

一、配当することのできる金額

金四七、三四二、一八五円

平成二十四年四月二十三日

徳島市南常三島町一丁目四―一

グランヴィア常三島東館一Ｆ

破産管財人　山本　啓司